

令和7年6月  
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年6月20日(金) 午前9時00分～10時08分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 惠
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

#### 欠席委員

#### 傍聴推進委員

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福瀨 実咲

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	9件	田 畑	10,054 m <sup>2</sup> 13,423 m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	315 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	5件	田 畑	1,057 m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	3件	田 畑	81.91 m <sup>2</sup> 991 m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	34件	田 畑	60,255 m <sup>2</sup> 17,868 m <sup>2</sup>
第8号議案	地域計画の変更について	4件	田 畑	3,738 m <sup>2</sup>
第9号議案	農業経営改善計画認定申請	3件		
第10号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	1件		
第11号議案	県に対する「令和8年度農地利用等利用の 最適化推進に関する改善意見」	13件		
報告第1号	合意解約	6件	田 畑	8,349 m <sup>2</sup> 2,988 m <sup>2</sup>

## 令和7年6月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より6月の定例会を開催いたします。</p> <p>席上に訂正箇所があり正誤表を置いているので審議の際併用しながらお願いします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第11号議案まで合計73件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人の方がお見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	(挨拶)
会長	(挨拶)
会長職務代理	<p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を2番 石井 委員さんと3番 吉田 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、3番 吉田 委員さんと4番 原 委員さんと5番 山下(祝) 委員さんと私で、昨日6月19日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、ただいまより議事に移らせていただきます。</p> <p>第1号議案「農地法第3条許可申請」9件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」9件についてご説明いたします。</p> <p>1番 申請地は■■■ 地目 畑 面積1,388㎡ 外6筆 計6,551㎡</p> <p>県外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、無償の贈与での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、貸付地の処分を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。</p>

受人反別は 14,036.32 m<sup>2</sup>であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、みかんの販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、運搬車、トラックが各1台です。農作業歴は10年、年間従業日数は200日程、通作距離についても車で5分と通作可能と判断できます。

2番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 343 m<sup>2</sup>です。

譲渡し人、譲受け人とも坂出市の方による、無償の贈与での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 7,492.43 m<sup>2</sup>であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、みかんの販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、テータ、トラック各2台、コンバイン、田植機、各1台、です。農作業歴は40年以上、年間従業日数は300日程、通作距離についても車で3分と通作可能と判断できます。

3番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 1,024 m<sup>2</sup> 外4筆 計 5,540 m<sup>2</sup>

市外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 97,596 m<sup>2</sup>であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、耕うん機各10台、トラック20台、農舎1,000 m<sup>2</sup>です。農作業歴は50年、年間従事日数は300日程、通作距離についても車で10分と通作可能と判断できます。

4番 申請地は■■■ 地目 田 面積 766 m<sup>2</sup>外2筆 計 2,084 m<sup>2</sup>

市外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

以降の内容は、先ほどの3番と同様になります。

5番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 40 m<sup>2</sup> 外7筆 計 4,000 m<sup>2</sup>

譲渡し人、譲受け人とも坂出市の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡し人と話がまとま

り申請に至りました。

受人反別は 97,596 m<sup>2</sup>であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、耕うん機各 10 台、トラック 20 台、農舎 1,000 m<sup>2</sup>です。農作業歴は 40 年、年間従事日数は 300 日程、通作距離についても車で 10 分と通作可能と判断できます。

6 番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 957 m<sup>2</sup>

譲渡し人、譲受け人とも坂出市の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 68,749.21 m<sup>2</sup>であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター 1 台、トラック 3 台、農舎 350 m<sup>2</sup>です。農作業歴は 15 年、年間従事日数は 150 日程、通作距離についても車で 5 分と通作可能と判断できます。

7 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 1,895 m<sup>2</sup>

譲渡し人、譲受け人とも坂出市の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 33,208 m<sup>2</sup>であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター 11 台、耕うん機 5 台、トラック 12 台、農舎 500 m<sup>2</sup>です。農作業歴は 30 年、年間従事日数は 300 日程、通作距離についても車で 5 分と通作可能と判断できます。

8 番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 313 m<sup>2</sup>

譲渡し人、譲受け人とも坂出市の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 3,753.30 m<sup>2</sup>であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、果樹の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラック 1 台、農舎 50 m<sup>2</sup>です。年間従事日数は



各委員	【異議なし】の声あり
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」9件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件についてご説明いたします。</p> <p>申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 畑 面積 315㎡</p> <p>■■■から北東へ約150mに位置。</p> <p>無断転用の有無 なし</p> <p>転用目的 太陽光発電設備 用地</p> <p>申請理由 申請者は相続で土地を取得しましたが、高齢であり、子供も多忙であることから農地の維持管理に苦勞しておりました。太陽光発電用地であれば、農地ほど管理が大変でないと考え申請に至りました。</p> <p>農地の区分 都市計画法により用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当します。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。</p> <p>その他 排水計画は、雨水は自然浸透で処理し、汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土による整地のみを行います。擁壁は既設のものを利用し、新たに設置は致しません。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件についてですが、5番の案件</p>

<p>山下委員</p>	<p>については関連している第10号議案と併せて説明をするため、1番から4番の審議を行った後に審議することといたします。</p> <p>それでは、第3号議案4件を議題に供します。</p> <p>なお、第3号議案の3番については現地調査を実施しておりますので、山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>3番 申請者は、土地所有者のお子さんです。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 271 m<sup>2</sup></p> <p>■■■から南に約400m。</p> <p>無断転用の有無 あり</p> <p>転用目的 住宅</p> <p>申請理由 申請人は、現在、市外でアパートを借りていますが、子供の成長に伴い住宅の建築を計画しました。申請地は実家の敷地内であり、将来の親の介護等も考えて、父が所有する土地で話がまとまり申請にいたしました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま山下委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足説明がありましたら他の案件と併せて、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局補佐</p>	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から4番についてご説明いたします。</p> <p>3番の補足説明です。</p> <p>排水計画は、雨水はため枳を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、南側水路へ放流します。造成は、一部が庭として造成していたしましたので始末書の提出もありません。新たな擁壁は設置しません。</p> <p>1番 申請者は、現在市外に居住しています。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 52 m<sup>2</sup></p> <p>■■■から東に約300m。</p> <p>無断転用の有無あり</p>

転用目的 住宅

申請理由 申請人は、現在市外に居住しておりますが、職場が坂出市内のため近くで住宅を探していたところ、空き家の売却情報を得ました。住宅はリフォームすれば居住可能と考えましたが、住宅の一部が無断転用であるため、農地転用を行い所有権移転を行うものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため枥を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する北側河川へ排水します。造成は、所有者の父が住宅を建築した際に、造成済のため始末書の提出もあります。

2番 申請者は、個人で太陽光発電を行っています。土地所有者の1番と2番は同じ方です

申請地 ■■■■ 地目 田 面積 111㎡

■■■■から西へ約300mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 敷地拡張の進入路

申請理由 譲受人は、申請地の隣りで、個人による太陽光発電事業を行っています。定期的な維持管理のために、農道を利用していましたが幅員が狭く近隣に迷惑をかけていました。申請地は、進入路として最適であり譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。造成は、所有者の父が昭和46年頃に造成済のため、始末書の提出もあります。

4番 申請者は、建設工事の設計施行を行う法人です。

申請地 ■■■■ 地目 田 面積 1,246㎡の内325㎡

■■■■から北東へ約300mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 重機置場

申請理由 借り人は、隣の病院建て替え工事を請け負っています。浄化槽解体工事を行うにあたり、一時的に重機置場として利用するものです。

申請地は、工事現場の北隣のため、利便性が良く効率的に利用できる場所であり、

	<p>所有者と交渉したところ、話がまとまり一時転用として申請に至りました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>その他 排水計画は、雨水はため枒を設置して南側水路へ放流します。汚水の発生はありません。造成計画は、碎石を敷いた上に鉄板を敷設します。一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出があります工事期間は、許可後から令和8年3月31日までを予定しています。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま山下委員さんと事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、続いて、第3号議案 5番の案件と第10号議案「坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、第10号議案「坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議」について先にご説明いたします。議案の31ページになります。</p> <p>本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が1件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>計画変更の概要を31ページに記載しており、32ページから33ページまでが位置図及び計画図の資料となっております。</p>
事務局長補佐	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」5番についてご説明いたします。</p> <p>先ほどご説明の10号議案1番で農用地除外事前協議の、転用申請になります。</p> <p>また、36ページの報告第1号1番での、転用するために合意解約の申請がありません。</p> <p>申請者 申請者は、所有者のお孫さんになります。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 298㎡</p> <p>■■■から北西へ約600mに位置。</p> <p>無断転用の有無 なし</p>

	<p>転用目的 住宅</p> <p>申請理由 申請者は現在市外のアパートに居住しておりますが、家族が増えること等で手狭になるため、住宅を建てよう計画しました。</p> <p>申請地は、実家からも近くて今後の子育てや両親の世話等も便利であるため検討したところ、祖父が所有する農地で話がまとまり申請にいたしました。</p> <p>農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。</p> <p>土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>その他 排水計画は、雨水はため枿を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、市道の北側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」5番と第10号議案「坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議」について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
事務局補佐	<p>事前協議が受付の時期が決まっているため数はすくないが分家住宅という形で除外して家を建てるというような流れになっています。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>第10号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」については、農用地からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。</p> <p>続いて、第4号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。</p> <p>なお、本件については現地調査を実施しておりますので、吉田 委員さん、原 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>それでは、第4号議案「非農地証明願」1番と2番の現地調査報告をさせていた</p>

	<p>できます。</p> <p>1番と2番は申請者が同じなため、まとめてご説明いたします。</p> <p>申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 1番 ■■■ 地目 田 面積9.91㎡</p> <p>外1筆 合計61.91㎡です。</p> <p>2番 ■■■ 地目 田 面積20㎡です。</p> <p>■■■から北へ1kmに位置します。</p> <p>申請理由 自宅から所有農地に至るまでの道が狭かったため、自身の土地の一部を農道拡幅用地として利用し現在に至るためです。</p>
原委員	<p>それでは、第4号議案「非農地証明願」3番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>3番 申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 畑 面積991㎡です。</p> <p>■■■から■■■を東へ約1kmに位置します。</p> <p>申請理由 平成18年に現所有者が相続をしましたが、その時から山林化していることから再生利用が困難な農地と認められるためです。</p> <p>以上です。</p>
会長職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま吉田 委員さんと原 委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。</p>
事務局書記	<p>はい。第4号議案「非農地証明願」3件につきましては先ほどの担当委員さんのご説明通りとなります。</p> <p>本日の案件3件について、1番と2番については「農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当し、3番については「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま担当委員さんの説明と事務局より補足説明がございましたが、第4号議案「非農地証明願」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
本条委員	<p>1番と2番は無断転用になるのですか。</p>

事務局書記	<p>農業用の施設面積でいうと200㎡未満は無断転用扱いにならない転用許可が不要な案件になります。</p> <p>農業施設というのは農舎などもそうなのですが今回みたいに自分の農地に至るまでの道、農道、水路などを拡幅したり設置したりが該当したりします。今回は転用許可が不要でこの非農地証明という証明書を発行することで地目変更が可能になってきます。</p>
本条委員	<p>200㎡をこえると顛末書をかくのですか。</p>
事務局書記	<p>200㎡をこえると転用申請が必要になってきます。</p> <p>すでに建てている場合は始末書を添付して同じように転用申請してもらう形になります。</p>
本条委員	<p>非農地証明願いが出なければどうなるんですか。</p>
事務局書記	<p>現状のままなので登記地目は田のまま残り続けるようになります。</p> <p>課税地目であれば税務課が判断するようになるが現況に応じてになると思います。</p>
本条委員	<p>山間部は農道が狭いので拡幅しているそうです。</p> <p>そういうのはでてきて初めてわかるということなのですか。</p>
事務局書記	<p>そうなります。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p><b>【異議なし】</b> の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」 3件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。</p> <p>続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」34件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」34件についてご説明いたします。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が23件、更新が10件、再設定</p>

	<p>が1件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、第3号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」34件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>《質疑応答》</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>他にご意見もないようですので、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」34件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p> <p>続きまして今月は農政部門の議案が21件出ております。</p> <p>なお、第10号議案につきましては、既に審議しておりますので残りの20件について審議していくことといたします。</p> <p>それでは、第8号議案「地域計画の変更について」4件を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>地域計画については、令和6年度末から本市においても施行しているところであります。この8号議案は地域計画区域からの除外申請が4件、坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。</p> <p>計画変更の概要を15ページに記載しており、16ページから19ページまでが位置図となっております。</p> <p>1番 ■■■ 地目は田 面積は388㎡ 農地転用により資材置場とする目的</p> <p>2番 正誤表の2枚目</p>

	<p>■■■ 地目は田 面積 532 m<sup>2</sup>  同じく■■■ 地目は田 面積 532 m<sup>2</sup>  農地転用により、住宅への進入路及び排水路として利用している部分の無断転用を解消する目的  残地については農地転用により駐車場を拡張する目的</p> <p>3番 ■■■ 地目は田 面積 2,241 m<sup>2</sup>のうち 326 m<sup>2</sup>  農地転用により孫夫婦の分家住宅とする目的</p> <p>4番 ■■■ 地目田 面積 902 m<sup>2</sup>  ■■■ 地目田 面積 1,123 m<sup>2</sup>  農地転用により倉庫を建設・利用する目的となっている</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長職務代理	<p>事務局の説明が終わりました。 第8号議案「地域計画の変更について」、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)  【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第8号議案「地域計画の変更について」の審議はこれで終了します。地域計画からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。</p> <p>続いて、第9号議案 「農業経営改善計画認定申請」 3件を議題に供します。  事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>農業経営改善計画の認定申請は、今回3件提出されており、更新3件の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認予定であり、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。</p> <p>申請の概要を20から21ページにまとめており、22ページから30ページまでが申請書の写しとなっております。</p> <p>1番 申請者は王越町の方です。目標とする営農類型は露地野菜になります。改善計画の概要ですが目標値につきましては令和12年までの目標です。  営業所得 600万円 労働時間 2000時間</p>

	<p>ブロッコリー 70,000 m<sup>2</sup> 71,400 kg  スイトコーン 40,000 m<sup>2</sup> 72,000 kg  レタス 20,000 m<sup>2</sup> 40,000 kg  カボチャ 15,000 m<sup>2</sup> 22,500 kg  キュウリ 5,000 m<sup>2</sup> 13,000 kg  金時ニンジン 2,000 m<sup>2</sup> 6,000 kg  採取ニンジン 500 m<sup>2</sup> 45 kg  カンショ 1,000 m<sup>2</sup> 2,000 kg  所有地借入地は以上の通りになっています。  機械はトラクター1台です。</p> <p>2番 申請者は林田町の方です。目標とする営農類型は露地野菜になります。  農業所得労働時間 450万 2,000時間  ハウレンソウ 60,000 m<sup>2</sup> 60,000 kg  小松菜 100,000 m<sup>2</sup> 100,000 kg  雑煮ダイコン 2,000 m<sup>2</sup> 1,600 kg  キュウリ (露地) 1,800 m<sup>2</sup> 144,000 kg  キュウリ (ハウス) 4,000 m<sup>2</sup> 32,000 kg  金時ニンジン 8,000 m<sup>2</sup> 24,000 kg  ミズナ 4,000 m<sup>2</sup> 5,600 kg  ゴーヤ 4,000 m<sup>2</sup> 8,000 kg  所有地、借入地、施設、機械は以上の通りになっています。</p> <p>3番 申請者は王越町の方です。目標とする営農類型は種苗になります。  農業所得労働時間 400万 1,900時間  採種タマネギ 9,000 m<sup>2</sup> 450 kg  母球タマネギ 800 m<sup>2</sup> 3,200 kg  所有地、借入地は以上の通りになっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>会長職務代理  ただいま事務局より説明がありましたが、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」3件について何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>各委員 (委員による意見・審議)  <b>【異議なし】</b>の声あり</p> <p>会長職務代理  特にご異議もないようですので、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」3件</p>
--	---

事務局長

については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

続いて、第11号議案 県に対する「令和8年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

それでは、第11号議案「令和8年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」について説明をさせていただきます。

1 県管理の綾川右岸土手下の地区水路において毎年5月には組合員総出の水路清掃が実施されている。土手法面の雑草・ススキ等水路清掃の邪魔になることから県において事前に草刈り対応願いたい。

2 高松中央卸売場の朝日町移転にともない、坂出から1時間程度余分に時間がかかることになった。共同運搬等何か良い方法はないものか。

3 2024年4月からの相続登記の義務化が施行されているが、相続手続きが行われていない事例も見られる。自治会加入率の低下や近所づきあいの低下など土地所有者の死亡についても知る機会が難しくなっていることは、農地利用最適化の妨げにもなっている。

本年実施された「農林業センサス」のデータを整理解析し遊休農地解消に使うことが最重要である。農林センサスは市政策部、農地利用推進は農業委員会と縦割り行政ではせっかくのデータも生かされないのではと危惧する。

目標地図作成においても一部の大規模農家が集まっただけでは、結果期限に間に合わせるだけの形になったことは残念である。

米価の高騰、食料自給率の低下が国政を揺るがす大問題になっているにも関わらず、農家の減少で農地を維持できなくなっている。目標地図も大規模農家の利便性中心に作るのではなく、米・野菜・飼料などの作物に適した土地を中心にした目標地図こそ必要。

4 放置された水田に雑草雑木が繁茂し隣接した水田所有者が困っている。放置者が分かったとしても県外在住で連絡先もわからない。相続放棄をしている場合の対応等も含め取り締まり対策を強化できないか。

5 多様な農業に関する補助事業はやめて、生産者米価60kgを3万円とし政府が買い取り、消費者へは60kg当たり1万円で渡す政府管理の米価格とし、「米は政府米」とするなど国が米価格を保証する制度とし国民を挙げて守る制度にしていただきたい。

多くの優良農地を守っているのは米農家である。これまでの30年間安い米価であったがようやく再生産できる米価になった。生産者の平均年齢も年々上がっていきな、大切な主食である米に対して消費者への理解を求める方策も考えていただきたい。

6 山裾の水田が耕作放棄地になっており、ため池の多くは管理不十分となっている。背景には所有者の高齢化や相続人が他市町在住で今後の営農が望めない。

耕作放棄地の水田回復には多額の費用も必要なことから、手間の少ない果樹栽培を団体経営し一定の人件費を支払うことで農業労働者の負担軽減とする。(果樹の選定や管理の指導も必要)

利益が見込めるようになったら地権者への利益還元(参加面積を基準とした配分)を行う。

7 長年の放置により雑木等が大きくなり、場所によっては平地で条件は悪くないが借り手がない。このような農地は中間管理機構を通じて担い手による耕作を希望してもなかなか見つからない。営農農地として借り手がない農地の改善対策として、耕作希望者の負担軽減になるよう重機等の使用により整備する方法も検討してもらいたい。

8 稲作をやめるという声があった。水入れの当番は地域にもよるが水田が自宅から遠かったりと負担を軽減したいとの理由である。新たな水稻直播栽培という方法もあるとのことだが、メリットデメリットもあるが将来的には実用化が現実的になるよう関係団体からも誘導してほしい。

9 米の値上がりが見込まれ水稻栽培を増やすにも休耕地はすぐには水田に復活できない農地も多い。作物の栽培に不向きな進入路の狭い道しかなく活用の難しい農地もあるなかでこれらの問題は県内各市町・各地区の共通の課題である。

10 農業従事者は高齢者が多く、インターネット情報の入手が困難。紙ベースでの情報入手・判断するのが現状です。農業情報が農家にもう少し確実にいきわたるよう検討してもらいたい。

自治体が発行している「農業委員会だより」も全戸配布するなど 広く確実に農業情報を行き渡らせ、少しでも農地管理に関心を持ってもらい遊休農地の増加に歯止めをかける一助として活用してもらいたい。

11 地域の農業法人に入会したが75歳以上方が主であり、今後の農業人口を残していく為にも、補助金や水路整備の充実で若い人にも活躍して欲しい。

	<p>12 農地を貸すことに条件面での要望に無理がある。例えば農薬の不使用では借り手も見つからない。相続した農地を売りたいが価格面で同意できない。周囲の環境に合わせた耕作をお願いするしかないし、農地を農地として活用していただけるなら価格面も時間はかかるが相談を続けるしかない。農業の存続には時間はかかるが、営農方法を見直さなければ現在の農業経営家庭の後継者状況では地域農業の将来が見通せない。</p> <p>13 地域によっては農業法人が耕作する農地が多く荒地も少ないが、それでも車両の進入が難しい農地は除草はするが誰も借りてくれない。</p> <p>幼稚園や小学校の児童による体験学習の場として地域団体とともに活用できないだろうか。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第11号議案「令和8年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」について、なにかご意見・ご質問ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による意見・質問)</p> <p>《質問なし》</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>それでは第11号議案「令和8年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」については、ただいま意見交換した内容について、ご意見を事務局の方で取りまとめて、県農業会議に送付することといたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてです。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてご説明いたします。</p> <p>1番 ■■■ 地目 田 面積は298 m<sup>2</sup>  加茂町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。  解約理由 転用目的で第3号議案5番に関連しています。  備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>2番 ■■■ 地目 田 面積は1534 m<sup>2</sup>  高屋町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。  解約理由 売買目的です。</p>

	<p>備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>3番 ■■■ 地目 田 面積は 654 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 1,896 m<sup>2</sup>です。 府中町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 耕作目的で、最近のお米の事情からコメ作りを再開するとのことです。 備考 利用権、使用貸借権の解消です。</p> <p>4番 ■■■ 地目 畑 面積は 528 m<sup>2</sup> 外 4 筆合計 2,988 m<sup>2</sup>です。 江尻町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的で第 1 号議案 5 番に関連しています。 備考 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>5番 ■■■ 地目 田 面積は 919 m<sup>2</sup> 府中町の貸付人から加茂町の借受人の貸借の解約になります。 解約理由 受人の労力不足です。 備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。</p> <p>6番 ■■■ 地目 田 面積は 128 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 3702 m<sup>2</sup>です。 高松市鬼無町の貸付人から加茂町の借受人の貸借の解約になります。 解約理由 契約相手変更で第 6 号議案 34 番に関連しています。 備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。</p> <p>以上、農地法第 18 条 合意解約の届出についての説明です。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」6 件について、なにかご質問はありませんか。</p>
本条委員	<p>受人の労力不足とはどうゆうことですか。</p>
事務局書記	<p>加茂町の住宅から■■■の農地までが遠く、そこに行くまでの体力がないと聞いています。</p>
各委員	<p>(委員による確認) 【なし】の声あり</p>

会長職務代理	特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件を受理し、処理してまいります。
会長職務代理	その他の案件として、事務局の方で何かありますか。
事務局	(事務局からの連絡事項等)
会長職務代理	それでは、これもちまして6月の定例会を閉会致します。 長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時8分終了